

平成22年8月17日

第2206号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

### 告 示

○第39回採石業務管理者試験の実施（407・資源エネルギー産業課）…………… 1

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 2

○早期離職防止プログラム実践事業業務委託に係る一般競争入札の実施（雇用労働政策課）…………… 2

○条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）…………… 3

○土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）…………… 4

### 人事委員会規則

○人事委員会規則11-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 4

## 告 示

### 秋田県告示第407号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、次のとおり第39回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定に基づき、公告する。

平成22年8月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成22年10月8日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎8階大会議室

#### 2 試験科目

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

#### 3 受験申し込みに必要な書類

(1) 受験願書（採石法施行規則様式第9によるもの）

(2) 履歴書（採石法施行規則様式第10によるもの）

(3) 写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

#### 4 受験願書用紙の公布

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成22年8月23日（月）から同年9月10日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部資源エネルギー産業課

#### 5 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成22年9月6日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部資源エネルギー産業課

（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限って受け付ける）

#### 6 受験手数料

(1) 額 8,000円

(2) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

#### 7 合格者の発表

試験終了後15日以内に合格者に合格証を送付する。

8 開示請求の受付

- (1) 開示内容 科目別得点及び総合得点
- (2) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成22年10月25日（月）から同年11月12日（金）までの午前9時から午後5時まで

9 試験についての問い合わせ

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課産業保安班（電話018-860-2286）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年8月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 海辺で遊山

3 代表者の氏名

佐 藤 勇 吉

4 主たる事務所の所在地

秋田市

5 定款に記載された目的

この法人は、海辺などにおいて、ペットボトル等の漂着ゴミを回収する事業を行い、地域の環境保全及び潤いのある郷土づくりに寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
早期離職防止プログラム実践事業業務委託
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から平成22年12月31日（金）まで
- (4) 履行場所  
仕様書で指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号  
秋田県産業労働部雇用労働政策課Aターン・若年者支援班  
(電話番号018-860-2336)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年8月17日（火）から同月24日（火）までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年8月30日(月)午後3時30分

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎(本庁舎)地階 財産活用課入札室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。

このため入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成22年8月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成22年度公共事業労務費調査業務委託

(2) 業務概要

公共工事の積算に使用する労務単価決定に係る調査及び資料作成業務 1式

(3) 履行期限

平成22年12月22日まで

(4) 業務場所

別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県内又は東北管内において本業務と同種(公共事業労務費調査)を元請として完了させた実績があること。

(3) 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴を有する者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。

(5) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。

(6) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

(1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班

(電話018-860-2419)

(2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年8月17日(火)から同月26日(木)までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年8月27日(金)午後1時30分

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎(本庁舎)6階 西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)第160条及び第161条に規定するところ

による。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## 6 その他

### (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

### (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

### (4) 契約書作成の要否 要

### (5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鳥海町上川内堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年8月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則一一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月十七日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局（地方機関）総合食品研究センターの項中「食品加工研究所長」を「企画管理室長 食品加工研究所長」に、「企画管理室長」を「食品開発推進監」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号